

### 第3章 計画の推進

施策の方向	事業名等	事業の内容	担当課名
① 県における推進体制の充実・強化	千葉県男女共同参画推進本部	知事を本部長とし、副知事・各部長からなる推進本部及びその下に計画に位置付けられている事業の関係各課長等で組織する幹事会を設置し、施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進本部研修会の開催(再掲:97P)	千葉県男女共同参画推進本部幹事会において、外部講師を招いての男女共同参画に関する先進事例の紹介など、幹部職員の意識啓発のための研修会を開催します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画推進懇話会	男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及び推進についての意見をいただくため、学識経験者及び関係団体等で構成する千葉県男女共同参画推進懇話会、並びに本計画及びDV防止計画の進行管理のための部会を開催し、施策の充実を図ります。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画苦情処理委員の設置(再掲:91P)	県の施策やDV被害者保護に当たる県職員の職務執行に関する苦情等を適切に処理するため、苦情処理機関を設置します。	男女共同参画課
	ちば県民共生センター等の整備(再掲:100P)	男女共同参画社会の実現のため、各種相談事業や、情報発信・受信及び広報啓発のための各種講座の開催を行います。	男女共同参画課
② 市町村との連携の強化	千葉県男女共同参画地域推進員の設置(再掲:108P)	県や市町村と連携をとりながら、地域に根ざした活動を行うために各市町村に千葉県男女共同参画地域推進員を設置し、効果的な男女共同参画の推進を図ります。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当課長会議の開催(再掲:99P)	市町村における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する各種情報を提供します。	男女共同参画課
	市町村男女共同参画担当者セミナー(再掲:97P)	市町村男女共同参画担当者の意識を高め、男女共同参画の取組を促進するため、ちば県民共生センターにおいてセミナーを開催します。	男女共同参画課
	市町村向け情報紙の発行	市町村における男女共同参画の取組を促進するため、男女共同参画に関する情報紙を発行します。	男女共同参画課
③ 民間と行政との連携の強化	千葉県男女共同参画推進連携会議の設置(再掲:99P)	民間との協働により民間の自主的な活動を促進するための団体を設置します。	男女共同参画課
	男女共同参画に関する交流・活動支援事業(ネットワーク会議の開催)(再掲:100P)	男女共同参画社会の実現に関心を有し、寄与している県内の有識者及び団体等を対象に会議を開催し、参加者及び県相互の連携を図ることで、県内の男女共同参画の取組を促進します。	男女共同参画課
	千葉県男女共同参画地域推進員の設置(再掲:108P)	県や市町村と連携をとりながら、地域に根ざした活動を行うために各市町村に千葉県男女共同参画地域推進員を設置し、効果的な男女共同参画の推進を図ります。	男女共同参画課
④ 国、各都道府県との連携の強化	事業担当部局と連携した国への要望活動	県民からの要望について、担当部局と協議の上、国へ要望していきます。	男女共同参画課
	全国知事会男女共同参画特別委員会	各都道府県間の連絡提携を緊密にして、男女共同参画施策に関する地方自治の円滑な運営と進展を図ります。	男女共同参画課
	13都道府県男女共同参画主管課(室)長会議	政令市が所在する都道府県の男女共同参画担当部局が一堂に会し、情報を交換することで、事業の円滑な推進を図ります。	男女共同参画課
	男女共同参画行政担当者ブロック会議	関東甲信越都県の男女共同参画担当部局が一堂に会し、情報を交換することで、事業の円滑な推進を図ります。	男女共同参画課